

独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号）一部改正 新旧対照表（抄）

（改正部分のみ／傍線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">独立行政法人国立公文書館利用等規則</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号 最終改正 令和 4 年〇月〇日規程第〇号</p> <p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第 9 条 館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができること、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、法第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>第 3 節 移管元行政機関等の利用 （移管元行政機関等の利用）</p> <p>第 28 条 館は、移管元行政機関等が、法第 24 条に定める利用の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して<u>移管元行政機関等利用請求書の提出</u>を求める。その際、次の各号に掲げる提出の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で、当該利用請求者が当該移管元行政機関等に属する者であることを確認する。</p> <p>一 <u>閲覧室の受付への提出 身分証の提示による確認</u></p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人国立公文書館利用等規則</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号 最終改正 令和 3 年 7 月 27 日規程第 1 号</p> <p>（個人情報漏えい防止のために必要な措置）</p> <p>第 9 条 館は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができること、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、法第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 同左]</p> <p>第 3 節 移管元行政機関等の利用 （移管元行政機関等の利用）</p> <p>第 28 条 館は、移管元行政機関等が、法第 24 条に定める利用の適用を求める場合は、当該利用請求者に対して<u>身分証の提示及び移管元行政機関等利用請求書の提出</u>を求める。</p>

改正後	改正前
<p>二 <u>電子メールを用いた館への送信 当該電子メールのドメイン名及び電話による確認</u></p> <p><u>附 則</u> この規則改正は、令和4年〇月〇日から施行する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	